

令和7年度第1回 鎌ヶ谷市景観審議会会議録

- 1 日 時 令和7年7月4日（金） 午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 総合福祉保健センター 4階 会議室
- 3 出席委員 北原会長、竹江副会長、八馬委員、荒木委員、坂本委員、福留委員、竹口委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 都市建設部：浅野部長、崎田参事、長谷川次長
都市計画課都市政策室：浜田室長、安澤主任技師、田野技師補
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 題 (1) 届出・通知件数について
(2) 景観ガイドラインの改訂内容について
(3) 景観の日の取り組みについて
- 8 議 事
 - (1) 会長及び副会長について
鎌ヶ谷市景観条例施行規則第25条第2項に基づき委員の互選により、会長を北原委員、副会長を竹江委員に決定した。
 - (2) 会議の開催について
同施行規則第25条第6項の規定により、定足数に達していることを確認した。
 - (3) 会議の公開について
同施行規則第25条第9項の規定により会議を公開することとした。
 - (4) 事務局からの説明
当日配付した資料を基に事務局から説明を行った。その概要は以下のとおりである。
 - ア 景観審議会の開催について
 - ・景観審議会で審議を行う内容について、「1 景観計画の変更に関すること」、「2 勧告、命令に関すること」、「3 景観重要建造物、景観重要樹木の指定等に関すること」、「4 景観整備機構の指定等に関すること」、「5 公表に関すること」、「6 景観重点地区の指定等に関すること」、「7 表彰に関すること」、「8 市長が必要と認めること」と事務局より説明を行った。今回の開催内容は、景観ガイドラインの改訂内容について、景観の日の取り組みについて、「わたしの好きな鎌ヶ谷絵画・写真展」の説明を行った。また、鎌ヶ谷市景観審議会は、平成27年度から令和6年度まで8回開催しており、景観アドバイザー会議は平成30年度に開催していると報告を行った。
 - イ 届出・通知件数について
 - ・景観計画で定めた3つのゾーン及び景観重点地区の特色とそれぞれのゾ

ーン及び景観重点地区ごとに令和5年度及び令和6年度の届出・通知件数について状況報告を行った。「新鎌ヶ谷地区（景観重点地区）は令和5年度13件、令和6年度11件」、「市街地・にぎわい共有ゾーンは令和5年度0件、令和6年度2件」、「暮らし・やすらぎ共感ゾーンは令和5年度24件、令和6年度23件」、「みどり・うるおい共生ゾーンは令和5年度6件、令和6年度2件」と報告した。続いて、平成27年度から令和6年度までの届出・通知の累計件数について「418件」と報告を行った。

ウ 景観ガイドラインの改訂内容について

- ・鎌ヶ谷市景観計画策定から10年が経過したためガイドラインの見直しを行い改訂案7点の報告を行った。1点目は、景観づくりの取り組みの中に景観の視点についての記載が無い為追記するもの。2点目は、届出の手続きの流れの修正箇所を修正するもの。3点目は、電気事業者等の電気通信用のものに関して届出対象外と記載するもの。4点目は、景観重点地区において、一戸建て住宅のみ無彩色（白、グレー）を使用できるが、Nの明度の値について記載が無い為記載するもの。5点目は、景観重点地区において「一戸建て住宅以外は無彩色（白、グレー）を含まない」とわかりやすく追記するもの。6点目は、4点目・5点目の内容をマンセル表に表したもの。7点目は、ガイドラインの改訂の日付を追記するもの。以上、7点の改訂案の報告を行った。

エ 景観の日の取り組みについて

- ・国土交通省、農林水産省及び環境省において、景観法の基本理念の普及と良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的として定めた「景観の日」について、鎌ヶ谷市広報とホームページに掲載したことや、5月26日から6月6日までの間、市役所1階の市民ホールで景観パネルの実施と併せて、街並みや景観の満足度を調査するため、アンケートの実施をしたことを事務局から報告を行った。また、鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定に伴い行われる「わたしの好きな鎌ヶ谷 絵画・写真展」の詳細についての説明を行った。あわせて、「わたしの好きな鎌ヶ谷 絵画・写真展」に設けている景観賞の目的、応募区分、選定方法、記念品等の説明を行った。

（5）質疑応答

- （委員） 休耕中の畑をお持ちの方からメガソーラーを設置したいという問い合わせがありました。このようなソーラー関係の景観的扱いはどのようになるのでしょうか。
- （事務局） 景観ガイドラインの「届出の対象となる行為及び規模」に記載されている内容

に合致するものについて届出対象とさせていただいております。今回の内容については合致しておりませんが、例えば、メガソーラー等を設置する際、既存の土地に木材があり伐採をする場合、伐採面積が500平方メートル以上となる場合は届出対象となります。また、アドバイザー会議もありますので、必要に応じて意見聴取を行いたいと思っております。

(委員) 追加して質問をさせていただくという形になりますが、休耕している畑の扱いはどうなりますか。今回相談があった畑が市街化調整区域で約2500平方メートルあり現在何も行っていないという状態です。その畑の有効活用としてメガソーラーの設置がいいのではないかという話を行ったのですが、規制があるのか、ないのかはどうなのでしょう。

(事務局) 今回、市街化調整区域で500平方メートル以上の畑ということなので区画形質の変更がある場合は開発行為となりますので届出対象となります。

(会長) 今後もこのような相談の件はきちんと対応していく必要があると思います。

(委員) 景観賞ということで写真の選定を行うということですが、今回の写真展はフォトコンテストのような形なのか、それとも提示いただいた写真を汲み取ってその意味を考えて評価するのかどちらでしょうか。隠れた景観資源ということは何を示されているのか、その景観を評価するとなると難しいと思います。そのあたりをどういう風にお考えなのか位置づけをご教示願いたいと思います。

(事務局) 審査基準にありますとおり2点ありますが、景観資源の発掘というところに重きを置いております。審査基準2点目の作品全体から受ける印象ということで、こちらはフォトコンテストのような考え方になってしまいますが、鎌ヶ谷市の隠れた景観資源というところに重点を置きたいと思っております。

(委員) 追加で質問します。ご応募をいただいたときに写真に対しどんな思いがあるのか、その写真のコメントというのがありますか。また、作品のタイトルやコンセプトはありますか。

(事務局) 作品の題名はありますが、それ以外のコメント等はありません。

(委員) 「わたしの好きな鎌ヶ谷 絵画・写真展」の告知方法を教えてほしいです。また、景観賞があるということは告知していますか。写真の選定を行うにあたり定量的な判断で行うのではなく、できれば市の方でこういうポイントを置いてほしいといったガイドラインのようなものを作っただけだと、我々もそのガイドラインに沿って評価することができると思います。

(事務局) 告知方法といたしましては、既に6月1日から募集の方は始まっておりますが景観の日のパネル展に掲示をいたしました。また、ホームページには6月1日から掲載しており、広報紙につきましては8月1日掲載予定でございます。景観賞の見てほしいポイントにつきましては、事務局の方で検討させていただきます。

(会長) 以上を持ちまして、本日の議事を終了とさせていただきます。

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するために次に署名する。

令和7年7月17日

氏名 八馬 智

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するために次に署名する。

令和7年7月17日

氏名 竹江 文章